

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が令和4年5月17日に公布され、令和4年7月1日から施行されることとなりました。

今回の省令改正は、水質汚濁防止法におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準について、現行の暫定措置が令和4年6月30日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

1 改正の概要

- (1) 水質汚濁防止法の有害物質については、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を追加し、それらの一律排水基準を設定した（平成13年7月1日施行）。
- (2) その際、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（40業種）に対し、3年間の暫定措置として暫定排水基準を設定した。その後、定期的に暫定排水基準の見直しを行い、現在、11業種について暫定排水基準が設定されている（令和4年6月30日まで）。
- (3) 現行の暫定排水基準は、令和4年6月30日を以て適用期限を迎えることから、当該11業種の暫定排水基準について、環境省において所要の検討を行った結果、1業種（酸化コバルト製造業）については一般排水基準へ移行、残る10業種については引き続き3年間又は当分の間を期限とする暫定排水基準を設定することとした。詳細については別紙のとおり。

2 施行期日

令和4年7月1日

3 問い合わせ先

各保健所又は県庁環境・ゼロカーボン推進課

機関名	電話番号
四国中央保健所衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所環境保全課	0897-56-1300
今治保健所環境保全課	0898-23-2500
中予保健所環境保全課	089-909-8759
八幡浜保健所環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所環境保全課	0895-28-6109
県庁環境・ゼロカーボン推進課	089-912-2347

別紙

業種	区分	現行 → 見直し後			延長期間	
		ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)		
		一般排水基準: 10(海域は230)	一般排水基準: 8(海域は15)	一般排水基準: 100		
温泉	旅館業	ほう素濃度が500mg/L以下の温泉	500 → 300		当分の間	
		ほう素濃度が500mg/Lを超える温泉	500 → 500			
		自然湧出		50 → 50		
		自然湧出以外		30 → 30		
		昭和49年以降湧出で50m ³ /日以上		15 → 15		
畜産	畜産農業	豚房施設を有する		500 → 400	令和7年6月30日まで	
		牛房施設を有する		500 → 300		
		馬房施設を有する		500 → 一般	—	
工業	ほうろう鉄器製造業	40 → 40	12 → 12		令和7年6月30日まで	
	金属鋳業	100 → 100				
	電気めっき業	日排水量50m ³ 未満	30 → 30	40 → 40		
		日排水量50m ³ 以上		15 → 15		
	貴金属製造・再生業			2,800 → 2,800		
	酸化コバルト製造業			120 → 一般	—	
	ジルコニウム化合物製造業			600 → 350	令和7年6月30日まで	
モリブデン化合物製造業			1,400 → 1,300			
バナジウム化合物製造業			1,650 → 1,650			
下水道	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの	50 → 40		当分の間	
		モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水を受け入れているもの			130 → 一般	—

暫定排水基準を変更せず延長
 暫定排水基準を改定して延長
 空欄は一般排水基準適用